

◎新潟県告示第655号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新発田市の川東土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和3年5月18日

新潟県新発田地域振興局長

1 退 任

理事 新発田市滝82番地 天城 量策

退任年月日 令和2年7月28日